

令和 4 年 3 月 3 1 日
3 世介保第 1 5 8 0 号

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

厚生労働大臣が定める基準（平成 2 7 年 3 月厚生労働省告示第 9 5 号）第 8 3 号に規定する「正当な理由」の判断基準は、以下のとおりとする。

- 1 指定居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 7 条第 2 項第 1 号の規定により介護保険事業計画において区が定める区域をいう。）において、判定期間の初日現在の訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）の種別ごとの事業所数が 5 事業所未満である場合
- 2 判定期間における 1 月当たりの居宅サービス計画（世田谷区が保険者である者に係るものに限る。）の件数が 2 3 件以下である場合
- 3 判定期間において訪問介護等を位置付けた居宅サービス計画（世田谷区が保険者である者に係るものに限る。）の件数が、それぞれのサービス種別ごとに 1 月当たり 1 0 件以下である場合
- 4 判定期間において、暦月で 1 月以上営業を行わない期間があった場合
- 5 東京都福祉サービス第三者評価を受審し、とうきょう福祉ナビゲーションへの公表に同意している事業所が提供する訪問介護等を位置付けた居宅サービス計画の件数を除くと基準割合（指定居宅介護支援事業所において前 6 月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等の提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合をいう。以下同じ。）が 1 0 0 分の 8 0 以下となる場合
- 6 次に掲げる居宅サービス計画の件数を除くと基準割合が 1 0 0 分の 8 0 以下となる場合
 - （1）世田谷区又は地域包括支援センターから支援が困難な事例として紹介された者に係る居宅サービス計画
 - （2）（1）に準じるものとして区長が認めた居宅サービス計画
- 7 その他正当な理由があると区長が認めた場合

附 則

- 1 この基準は、令和４年４月１日から施行し、判定期間が令和３年９月から令和４年２月までの間に係るものから適用する。ただし、「３」の規定については、その判定期間前にこの基準を公表した場合に当該判定期間に係るものから適用する。
- 2 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱い（令和２年９月１日２世介保第７００号）は、廃止する。

附 則（令和７年３月１４日６世介保第４７４２号）

この基準は、令和７年３月１７日から施行し、判定期間が令和６年９月から令和７月２月までの間に係るものから適用する。